

発議案第7号

関西電力高浜発電所の再稼働中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月4日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠	印
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	印
	同	植 田 進	印
	同	三 田 登	印
	同	原 弘 志	印
	同	橋 本 淳	印
	同	高 山 敏 朗	印

## 提案理由

国に対し、関西電力高浜発電所の再稼働を中止するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## 関西電力高浜発電所の再稼働中止を求める意見書

関西電力は、高浜発電所3号機に続き4号機も再稼働しようとしている。昨年8月、10月の九州電力川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に追随するものである。

5年前、東京電力福島第一原子力発電所は重大事故を引き起こし、今も汚染水を防止できず、海への漏出が懸念されている。約10万人の人たちが、いまだ避難生活を余儀なくされ、祖先から受け継ぎ育んできた土地に帰る見通しが立たず、帰還を断念し、やむなく土地を手放さざるを得ない状況である。国と原発関連企業による「安全神話」がもたらした結果である。

福島第一原子力発電所の事故原因の究明も収束もさせられない中、「安全基準に合格したなどとなぜ言えるのか」、「新たな安全神話だ」との指摘や疑問に、国と原発関連企業は真剣に答えるべきである。

高浜発電所がある福井県若狭湾周辺には、大飯発電所や美浜発電所など合計15基の原子炉が集中している。大地震や大津波で、同時多発的な原発事故が発生しない保証はない。そうした場合に起きる事態は想像を絶するものがある。ところが、高浜発電所から30キロメートル圏内にある京都府舞鶴市や綾部市、滋賀県高島市などを含めた避難計画はなく、住民や地方自治体の安全を確保できないまま、原子力発電所が立地する福井県と高浜町のみでの同意で再稼働することは、断じて許されるものではない。

全ての原子力発電所が停止していた間でも電力不足による混乱はなく、原子力発電に依存する必要性はない。「原発ゼロ」を決断し、危険な原子力発電所の再稼働は断念して、再生可能エネルギーへの転換を目指すべきである。

よって、本市議会は国に対し、関西電力高浜発電所の再稼働を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

環境大臣様